

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福

島

県

報

目次

告示

○土地改良法により換地計画を定め
た件

五

○交換分合計画を認可した件
○保安林の指定を解除する予定であ
る旨通知があった件二件

五

正誤

○平成二十三年十二月二十七日付け
定例第二千三百四十六号中

六

告 示

福島県告示第四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
新田作地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次
のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

二 換地計画書の写し

三 縦覧の期間

平成二十四年一月十一日から
月三十日まで(二十日間)

同

縦覧の場所

田村市常葉行政局

(農地管理課)

福島県告示第五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十九条第一項の規定により、猪苗
代町土地改良区が定めた西館地区の交換分合計画について、平成二十三年十二月二十七
日認可した。

平成二十四年一月十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農地管理課)

福島県告示第六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十四年一月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所

大沼郡金山町大字滝沢字平大山二五三五の三〇・二五三五の三四(以上二筆国有

林)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

二一 解除予定保安林の所在場所

大沼郡金山町大字滝沢字平大山二五四二の三(国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十四年一月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所

南会津郡南会津町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び
南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

○平成二十三年十二月二十七日付け定例第二千三百四十六号中

四五五	上	目次中	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件
ページ	段	行	正	誤

正 誤